

「人」と「まち」をつなぐ

スズノ

Ebino city Public relations

広 報

12 2015
DEC
vol.590

特集 ネット犯罪から 子どもを守る



今月の掲載記事

平成 26 年度決算報告

通知カードが届いたら

CIVIC NEWS

まちのわだい

Face 人 笹木さとみさん

うまかもん「ネパールチキンカレー」

ネット犯罪から子どもを守る



●ネットによるトラブル

種類	事例
ネット依存症	仲間はずれにされるかもしれないという不安から、スマートフォンを手放せない
人権侵害	私的な写真などを勝手に投稿したり、投稿されたりした
個人情報の流出	不正なアプリをインストールしてそこから個人情報が流出した
架空請求	不適切なサイトにアクセスし、あとで架空請求を受けた
なりすまし	ゲームサイトの掲示板等で同級生になりました大人と知り合い、あとで脅迫を受けた
ネットでのいじめ	無料通話アプリ等で、自分だけグループからはずされたなど、友人間でトラブルが起こった

を持つ割合は、全国的に年々増加しています。無料通話アプリなどの利用の拡大に伴って、使い方によっては子どもがインターネット犯罪に巻き込まれるなどの問題が生じています。その数は、全国で毎年1000人を超えているのが現状です（警察庁広報資料より）。

インターネットのトラブルは、子どもが被害者になるだけでなく、加害者にもなる可能性があります。そうならないためには、子どもがどんな使い方をしているか確認することが重要です。不適切な使用をしている場合は設定を変更するなどして、子どもが安心して

安全に使用できる状態にしましょう。
子どもを守る対策を

インターネットトラブルから子どもを守るために対策を講じておく必要があります。フィルタリングやペアレンタルコントロールなどを活用することです。これらを活用することで、有害サイトの閲覧・利用の制限をすることができます。携帯電話・スマートフォンなどを購入したときは、販売店で子どもの年齢や使用目的にあった設定をしてもらいましょう。

●用語説明

○フィルタリング

有害サイトアクセス制限サービスのことで、有害情報や危険なサイトにつながらないようにするなどの設定を行うことができます。

○ペアレンタルコントロール

保護者が、子どもに悪影響を与える恐れのある映像ソフト、ゲームソフト、ウェブサイトなどの閲覧・利用を制限する機能のことで

子どもを守るには…

個人情報や悪口を書き込ませない

人を傷つけない。ネット上も現実も変わりません

夜〇〇時以降は使わせない

それぞれの家庭の事情に合わせて決めましょう

パスワードは保護者が管理する

使うのは子どもでも、購入、契約、支払いは保護者です

なぜ必要かを確認してから買う

子どもと一緒にネットについて考えるいい機会です



困ったら相談する

困ったときに相談できる連絡先や方法を事前に調べておきましょう

使用方法の確認を

子どもが携帯電話やスマートフォン

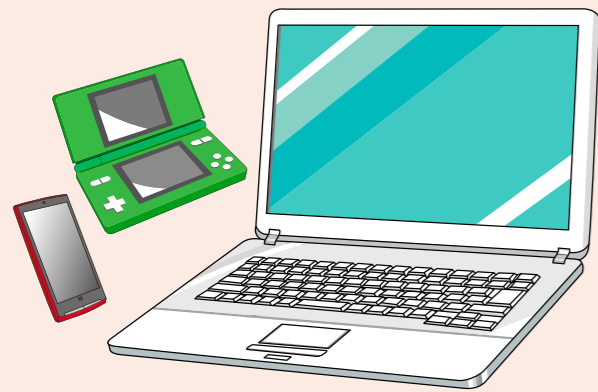
また、自宅でしかインターネットに接続できないか、超高速ブロードバンドサービスの提供エリアが拡大されたか、これまで以上にインターネットにつながりやすい環境が整ってきています。

インターネットに接続できる機器としては、携帯電話、スマートフォンのほか、パソコン、タブレットPC、携帯型・据え置き型ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、テレビなどの家電製品などがあります。

えびの市では、超高速ブロードバンドサービスの提供エリアが拡大されました。これまで以上にインターネットにつながりやすい環境が整ってきています。

接続できる機器・環境を理解

近年、携帯電話やスマートフォンが広く普及し、子どもにも身近な存在となっています。それらは、小さく軽量でありながら、パソコン並みの機能がある便利な機器です。しかし、使い方を間違えるとインターネット犯罪の被害者にも加害者にもなる危険なものです。そうならないために、スマートフォンの使い方やインターネットの利用について、家族で考えてみませんか。



守るのは3つのルール

インターネットで起こるトラブルは、適切な対策を行っていけば防ぐことができます。

一つ目は、子どもがどのような機器をもっていて、どんな機能があるかを知っておくことです。そして、インターネットなどの設定は、保護者が設定をしてください。

二つ目は、トラブルにあったときには、親に相談できるようにしておくことです。どんなに安全な対策を施していても、トラブルは起きる可能性があります。もし、トラブルが起きた場合に、すぐに親に相談できる環境を作っておきましょう。

三つ目は、家族でスマホなどの使い方のルールを作っておくことです。そのルールは、子どもが主体となって決めさせることが大切です。親の押し付けではなく、子どもが自分で守れるルールを作ってください。

この3つを守り、子どもをインターネット犯罪の被害者にも加害者にもしないインターネットの利用や活用をしてください。



株式会社ディー・エヌ・エー システム本部 カスタマーサービス部
部長 西雅彦さん

セキュリティサービスを活用

ウェブ上のコミュニケーションサイト等に起因して犯罪被害にあった子どもの9割以上が、フィルタリングなどのセキュリティサービスを利用していないことがわかっています。セキュリティサービスには、フィルタリングのほかにも、時間制限の設定など、たくさんあります。これらを有効に活用することで、子どもがネット犯罪やトラブルなどに巻き込まれる可能性を減らすことができます。

ルは発生してしまう可能性がありますが、もし、トラブルが発生してしまつた時は、子ども自身で解決させないことが重要です。子ども一人で解決しようとする、ますます状況が悪くなってしまう、そうならないためにも、日ごろから、何でも相談できる環境を作っておくことが大切です。

自分の子どもが、ネット犯罪に巻き込まれないようにするために、スマートフォンなどを利用してのインターネットの使用などに関するルールを、家族で話し合ってみましょう。

☎ 35-1111 (内線 483)
☎ 閩 市社会教育課社会教育係

もしものときは相談を

- 架空請求を受けたとき
消費者ホットライン
☎ 188
- インターネット上のトラブル
宮崎県警察本部サイバー犯罪対策室
☎ 0985-31-0110
宮崎県教育委員会「ふれあい」コール
☎ 0985-38-7654
宮崎県教育庁学校政策課生徒指導・学校安全担当
☎ 0985-26-7238
宮崎県子ども政策局子ども家庭課青少年健全育成担当
☎ 0985-26-7041
警察庁「インターネット安全・安心相談」
<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>
- インターネットのいじめ
宮崎県教育委員会「ネットいじめ目安箱サイト」
<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/>
- フィルタリング
一般財団法人インターネット協会
<http://www.iajapn.org/>



子どものスマートフォンの使い方についての講演会で聞き入る参加者

市では、インターネットトラブルの事例や対策の仕方などを、家庭教育学級の講演会や親育て講座などをおし、学んでもらうことで、トラブル防止の促進に取り組んでいます。

体験をとおして危険性を認識

11月29日、えびの市文化センターで「スマホやインターネット利用時のトラブル事例と回避策について」という演題で講演会が行われました。

これは、保護者がスマートフォンの利用における危険性を体験することで、子どもがスマートフォンを利用する際にどのようなことに注意すれば良いかなどを考えてもらおうと、青少年育成市民会議と家庭教育学級の共催で行われたものです。

講演会には、市内の保護者など約90人が参加。実際にスマートフォンを使っての体験を交えながら、スマートフォンの依存性や個人情報の流出などの危険性があることを学びました。

体験では、無料通話アプリを使ってのメッセージ交換(特にグループでのやりとり)は一度始めるとなかなか終わらないことや、位置情報サービス機能を使ったまま撮影した写真をインターネット上に投稿してしまうと見た人に自分の位置情報を教えてしまうことになることを確認しました。

スマートフォンなどは、楽しさや便利な機能がある反面、メッセージ交換に長時間のめり込んでしまう可能性や



無料通話アプリを体験する参加者

大切なのはルール作り

子どもがスマートフォンなどを使用してインターネットを利用するときは、危険を回避するためのルール作りをすることが大切です。

例えば、無料通信アプリを使つてのメッセージ交換をする際、子どものグループ内で、この言葉を書き込んだら終了するという「合言葉」を作らせることで、メッセージ交換が延々と続かないようにすることができます。

また、位置情報サービスを基本的に停止状態にしておくことで、個人情報が流出するのを防ぐことができます。

他人に位置情報を教えてしまう危険性などが多くあります。

目的別の歳出の状況 ※()は前年度比

- ◎議会費・・・1億5,294万4千円(5.2%増)
議会の活動に要する経費です。
- ◎総務費・・・18億4,294万9千円(21.7%減)
市有財産の維持管理、戸籍、統計、徴税、選挙、職員の人事などに要する経費です。
- ◎民生費・・・39億619万6千円(1.8%増)
社会福祉(身体障害者・高齢者・児童に関する福祉)や生活保護などに要する経費です。
- ◎衛生費・・・11億2,136万6千円(26.8%増)
市民が健康で衛生的な生活環境を保持するためや、ごみの処理などに要する経費です。
- ◎労働費・・・4,328万4千円(9.8%減)
労働者のための施設の管理・雇用対策などに要する経費です。
- ◎農林水産業費・・・8億1,064万5千円(12.0%増)
農業委員会や、農業・畜産・林業の振興などに要する経費です。
- ◎商工費・・・3億102万5千円(5.0%増)
商工業の振興や、観光事業、企業誘致などに要する経費です。
- ◎土木費・・・7億6,941万3千円(18.2%増)
道路の新設や維持管理、市営住宅の維持管理などに要する経費です。
- ◎消防費・・・3億7,336万1千円(12.0%増)
消防や災害対策に要する経費です。
- ◎教育費・・・7億9,474万4千円(27.3%増)
小・中学校、教育委員会、社会教育や、市内体育施設の維持管理などに要する経費です。
- ◎災害復旧費・・・4,069万5千円(75.2%減)
災害によって生じた被害の復旧に要する経費です。
- ◎公債費・・・8億180万3千円(4.7%減)
市が借りているお金の返済に要する経費です。
- ◎合計・・・109億5,842万5千円(0.6%増)

用語の説明

- 【地方交付税】地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国を通じて交付されるお金。
- 【国庫支出金】国から地方自治体に支出される補助金や委託金。
- 【地方債】市がさまざまな事業を行う時、長期にわたって借りるお金。
- 【自主財源】市が自ら徴収または収納できる財源。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など。
- 【依存財源】国や県により交付されたり、割り当てられたりする財源。地方交付税、国庫・県支出金、地方譲与税、地方債など。
- 【義務的経費】歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費。人件費、扶助費、公債費。
- 【投資的経費】歳出のうち、その支出が建物、学校、道路など、資産形成に向けられる経費。
- 【人件費】市職員給与、市議会議員・各種委員報酬など。
- 【扶助費】法令に基づき、被扶助者に支出される経費。児童手当、医療扶助、教育扶助など。
- 【普通建設事業費】投資的経費のうち、道路、橋、学校、庁舎等公共用または公用施設の新設増設等の建設事業に要する経費。

■問い合わせ先
市財政課財政係
☎ 35 - 1111 (内線 381)

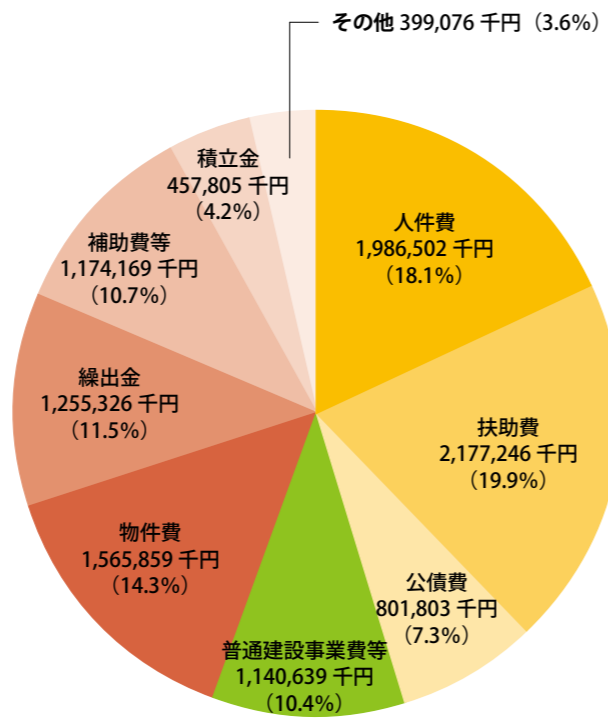
平成 26 年度

決算

一般会計 歳出 総額

109 億 5,842 万 5 千円

対前年度比 0.6% 増



橙色：義務的経費 緑：投資的経費 赤：その他の経費

や県から交付されたり、割り当てられたりする依存財源に分けられます。歳出は、普通建設事業費、補助費等などの増により、対前年度比0.6%の増となりました。歳出を性質別に大別すると、人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費、普通建設事業費・災害復旧事業費の合計である投資的経費、物件費・繰出金・補助費等・積立金などのその他の経費に分けられます。

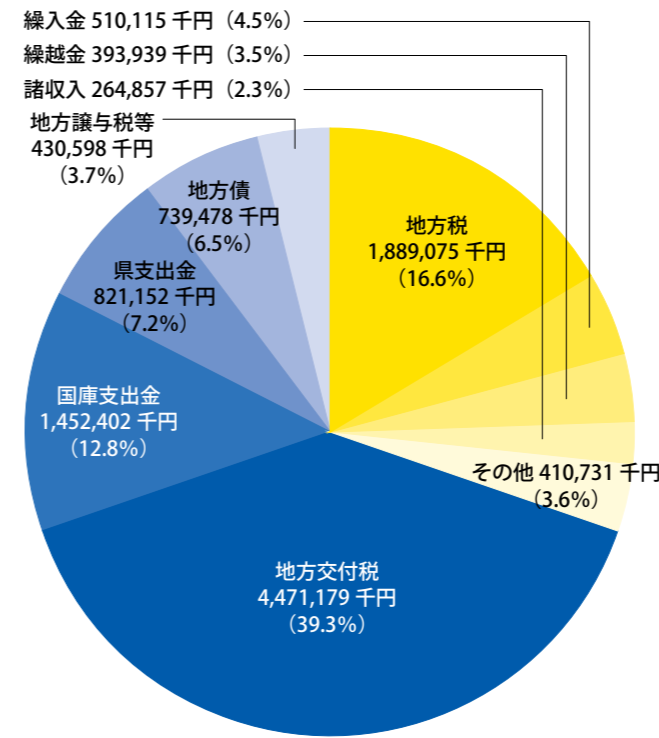
報告

【地方財政状況調査】

一般会計 歳入 総額

113 億 8,352 万 6 千円

対前年度比 0.8% 増



※()は構成比

黄：自主財源 青：依存財源

平成26年度一般会計の決算状況は、歳入総額113億8352万6千円、歳出総額109億5842万5千円で、差し引き4億2510万1千円となりました。歳入は、国庫支出金、地方債などの増により、対前年度比0.8%の増となりました。歳入は、市が自ら徴収または収納できる自主財源と、国

平成26年度 一般会計の決算状況

特別会計・企業会計決算

【単位:千円】

区分	歳入	歳出	
国民健康保険特別会計	3,703,779	3,514,383	
後期高齢者医療特別会計	628,960	628,284	
介護保険特別会計	保険事業勘定	3,013,945	2,926,254
	介護サービス事業勘定	21,042	19,722
水道事業会計	収益的収支	352,121	351,502
	資本的収支	262,551	384,733
病院事業会計	収益的収支	995,080	1,123,696
	資本的収支	9,205	15,106

国民健康保険のように、特定の人たちの相互扶助を目的とした事業は、原則として、利益を受ける人たちが負担するお金で運営します。そのため、一般会計とは別の「特別会計」となっています。

市民負担の状況

【単位:千円】

区分	決算額	一人あたり	一世帯あたり
市民税(個人)	517,534	25	52
固定資産税	999,539	48	101
軽自動車税	66,594	3	7
市たばこ税	136,717	7	14
入湯税	4,433	0.2	0.4

住民基本台帳人口20,752人、9,940世帯で算出。(平成27年3月31日現在)

※滞納繰越分を除きます。

※各税目は、納める対象者が決まっており、各個人の税負担額はそれぞれ異なりますが、ここでの一人・一世帯あたりの金額は、単純に決算額を人口・世帯数で割って算出しています。

財産の状況

◎公有財産、物品

区分	面積・数量等
土地	10,329,791.07㎡
建物	136,980.20㎡
物品	物品のうち公用車135台

◎債権、基金

【単位:千円】

区分	25年度末残高	増減	26年度末残高
有価証券	16,644	0	16,644
出資による権利	55,617	0	55,617
債権	449,961	△4,603	445,358
基金	7,401,542	△15,087	7,386,455

市債の借入残高の状況

【単位:千円】

区分	25年度末残高	増減	26年度末残高
一般会計	7,269,529	24,321	7,293,850
水道事業会計	1,074,789	132,498	1,207,287
病院事業会計	28,048	△2,370	25,678
一時借入金	-	-	-

特別会計・企業会計決算、市民負担の状況、財産の状況は【平成26年度決算書】から

●身近なものに例えると・・・

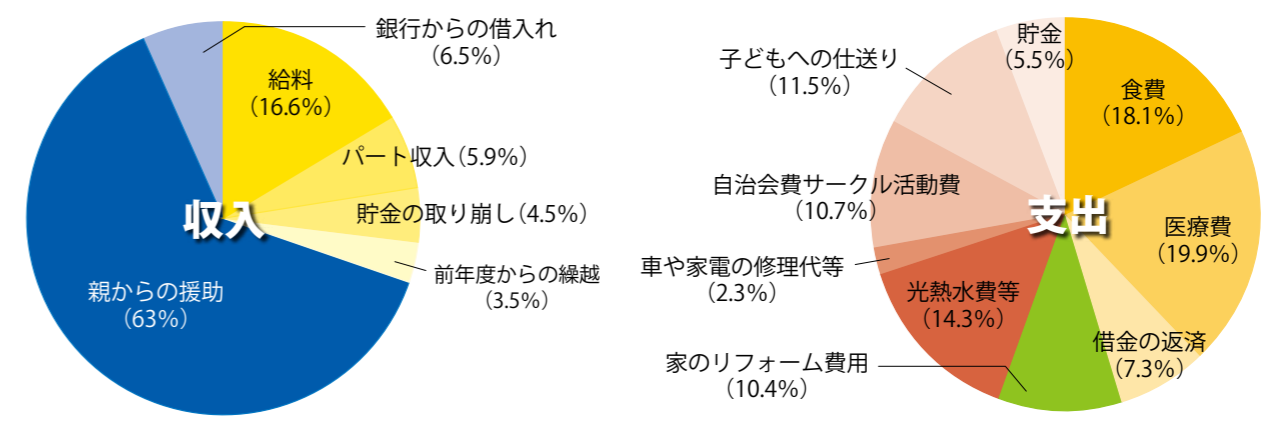
平成26年度一般会計の決算を、皆さんにわかりやすくするため、年間の収支を500万円として、家計に例えてみました。

収入		支出	
給料 (地方税)	83万円	食費 (人件費)	87万円
パート収入 (使用料・手数料・財産収入など)	30万円	医療費 (扶助費)	96万円
貯金の取り崩し (基金からの繰入金)	22万円	借金の返済 (公債費)	35万円
前年度からの繰り越し (繰越金)	17万円	家のリフォーム費用 (普通建設事業費など)	50万円
親からの援助 (地方交付税、国庫支出金など)	315万円	光熱水費・日用品購入 (物件費)	69万円
銀行からの借入れ (地方債)	33万円	車や家電の修理代 (維持補修費)	11万円
		自治会費やサークル活動費 (補助費等)	51万円
		子どもへの仕送り (繰出金)	55万円
		貯金 (積立金・投資および出資金など)	27万円
合計	500万円	合計	481万円
		次年度への繰越	19万円

地方税や扶助費などの用語を給料や医療費など身近なものに例えています。この家計簿では、毎年500万円が必要なものを、親からの援助(315万円)や銀行からの借り入れ(33万円)などで補っていることがわかります。

収入・支出の割合

収入と支出、それぞれを割合で表すと、下のようなグラフになりました。収入では、「親からの援助」に大きく頼っていること、支出では医療費が最も多いことがわかります。



マイナンバー 通知カードが届いたら

マイナンバーの通知カードは、えびの市では、11月17日から順次住民票の世帯主に簡易書留で送付されました(注1)。

届いた通知カードは、社会保障や税の手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

国の行政機関や地方公共団体、勤務先など以外は、マイナンバーの提示を求められないとされています。マイナンバーは、みだりに他人

に知らせないようにしましょう。

個人番号カードの申請を

通知カードは、申請により顔写真付の個人番号カードに換えることができます。

通知カードは、本人確認の際の身分証明書として利用することはできません。個人番号カードは、マイナンバーを証明する書類としてのほか、金融機関の窓口等で身分証明書として利用できます。

通知カードを個人番号カードに換えることで、コンビニなどで住民票、印鑑登録証明などの公的な証明書を取得できるようになるなど、利便性が高まります。

申請方法(申請は任意です)

- ① 郵送で申請をする場合
通知カードに同封の申請書に、署名または記名・押印。本人の顔写真を張り付け、送付用封筒で郵送
- ② パソコンで申請をする場合
デジタルカメラ等で顔写真を撮影。交付申請用のウェブサイトにアクセスし、画面にしたがって必要事項を入力したあと、顔写真を添付して送信



個人番号カードの見本

3月開始コンビニ交付サービス



コンビニ交付は、個人番号カードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスです。えびの市では、平成28年3月開始予定です。

個人番号カードの申請時に、電子証明書を搭載しておけば、コンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしに電子証明書の暗証番号だけで利用できるようになります。

【コンビニ交付のメリット】

- ・早朝・深夜(6:30～23:00)や土日・祝日も証明書を取得することができる(12/29～1/3を除く)
- ・お住まいの市区町村にかかわらず、最寄りのコンビニエンスストアで証明書を取得できる等

③ スマートフォンで申請をする場合
スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書に記載されているQRコードからウェブサイトにアクセス。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

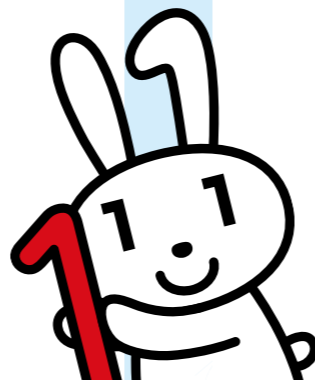
詳しくは、内閣官房ホームページ
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)で確認ください。

【マイナンバーに関する問合せ】
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

【平日】午前9時30分～午後10時
【土・日、祝日】午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

(注1)不在などで受け取れず郵便局の保管期間が経過した通知カードは、市役所に返送されます。通知カードを受け取ることができなかった場合には、市民環境課市民・年金係までお問い合わせください。

☎ 市民環境課市民・年金係
☎ 35-11111(内線271・272)



CIVIC NEWS

市政ニュース

えびの市物産フェア in 大阪 魅力ある物産を販売

市では、11月21日、22日に大阪府堺市のショッピングモールで、「えびの市物産フェア in 大阪」を行いました。これは、えびの市を広く知ってもらおうと販路開拓を目的に行ったものです。

フェアでは、えびの市産の新米、新鮮な野菜、焼酎などを販売。来場した約1500人は、えびの市の特産品を堪能しました。また、フェア中には、特産品が当たる抽選会や先着500人にえびの産ヒ



会場入口でフェアのチラシを配る関西えびの会の皆さん

ノヒカリ300gを配布するなど、多くの人にえびの市をPRしました。

会場では、地域おこし協力隊員の撮影した写真の展示やふるさと寄附金などのパンフレットの配布も行いました。ある来場者は「もらったお米を食べたらあまりにおいしかったので、買いに来ました」と話していました。

市観光商工課企業誘致・商工振興室
☎35・1111（内線333）



会場はたくさんの来場者でにぎわいました

出会い創出事業補助金 婚活を企画しませんか

市では、独身の男女が出会いイベントなどを開催する団体等に、事業費の一部を補助します。交流会や農業体験、料理教室などのイベントを企画して、出会いをプロデュースしてみませんか。

【補助対象者】市内に所在地がある法人や団体

【補助対象事業】独身の男女を対象とした出会いの場を提供するイベントで次の要件を満たすもの

- ①参加者全員が独身で20歳以上
- ②参加者総数が10人以上
- ③参加者の男女比率が偏っていない（少ない方の比率が全体参加者の3割以上）
- ④参加者の5人以上が市内在住者

【補助対象経費】会場使用料、各種借上料、広告宣伝費、講師、司会者の謝礼・旅費、事務経費、消耗品費など

【補助対象外経費】飲食費（材料費を含む）、賞品・景品代、参加者の旅費・交通費など
【補助金の額】補助対象となる



出会いをプロデュースしませんか

市企画課政策係
☎35・1111（内線325）

移住相談員2人を招く えびの市の魅力をPR

市では、大阪ふるさと暮らし情報センターの移住相談員2人（勝見侑美さん、古川めぐみさん）を招き、市内の見学や意見交換などを行いました。これは、移住相談員にえびの市の魅力を知ってもらうことで、一人でも多くの移住希望者にえびの市を紹介してもらおうと、移住PR促進事業の一環で行ったものです。

同センターには、近畿地方を中心に移住希望者約4千人が登録。移住受け入れに取り

組む自治体などとのマッチングを行っています。

市が都市部の移住相談員を招くのは今回が初めてです。今後は、多くの移住希望者にえびの市の魅力を知ってもらうために、移住体験ツアーなどを行っていきます。

対談の中で勝見さんは、「想像以上にえびの市は魅力が多いです。多くの人に紹介していきたい」と話していました。

市企画課政策係
☎35・1111（内線321）



市長と対談する古川さんと勝見さん

行政サービス向上のために 市民目線での評価

市では、行政組織内部での事業に市民目線での評価を加え検討する事務事業の外部評価を11月28日、市役所で実施しました。評価員は、市内の事業所などから推薦を受けた市民や大学教授など5人です。

老人福祉センター運営事業は、「見直しの上で継続」の評価が出されました。評価員からは、「来場者のデータ分析が必要」「広く市民に利用される施設にして欲しい」などの意見が出されました。今回の外部評価の結果は、今後、事務事業の改革・改善に役立てていきます。評価結果については、市ホームページで閲覧できます。

市企画課政策係
☎35・1111（内線321）



事業内容の説明を受ける評価員



宮崎県畜産共進会乳用種牛の部
家畜改良の成果を披露

11月28日、新富町の児湯地域家畜市場で「第59回宮崎県畜産共進会(乳用種牛の部)」が行われました。えびの市からは3人が出品。それぞれ、好成績を収めました。結果は、次のとおりです。

「乳用種牛第2類」二等賞 Ⅱ
坂下 純二さん(浦)
「乳用種牛第3類」一等賞 Ⅱ
川原澄広さん(浦)
「乳用種牛第4類」一等賞 Ⅱ
川原澄広さん(浦)、前原和明さん(未永)



九州国際高等学校の生徒が清掃ボランティア
えびの市に感謝を込めて

11月27日、加久藤地域で日章学園九州国際高等学校の生徒が清掃ボランティアを行いました。

これは、自分たちの住むえびの市をきれいにすることで、感謝の気持ちを表そうと毎年行っているものです。

参加した生徒約80人は、グループに分かれて、えびの駅周辺や榎田橋周辺などでごみ拾いなどをしました。

大山直記君(2年)は「少しでも役に立ててよかったです」と話していました。

11月17日、飯野高校3年の岡園和也君、塩川湧平君、鬼川知也君、薬師寺夏輝君が市長を訪問。「えびの市の未来」について市長と対談を行いました。

4人は、飯野高校が行っている地域探究活動の一環で、京町温泉

を舞台にした地域活性化事業を考案。提案書としてまとめたものを市長に渡しました。

市長は、「正確な分析がされていて驚きました。いただいた提言を総合戦略に生かしたい」と話していました。

飯野高校生4人が市長と対談

えびの市の未来を語る



えびの高原屋外アイススケート場がオープン

初滑りを楽しむ

11月28日、えびの高原屋外アイススケート場で「アイススケート場開き」が行われました。安全祈願祭のあと、訪れた約200人の来場者は、さっそく初滑りを楽しんでいました。

今シーズンは平成28年2月29日

までオープンの予定です。

霧島市から訪れた田口聖夏さん(8歳)は「このアイススケート場にきたのは、今回で3回目です。たくさん転倒しましたが、すごく楽しかったです」と話していました。



第11回えびの市米・食味コンクール
米の品質向上を目指す

11月14日、第11回えびの市米・食味コンクールがえびの市農協本店で行われ、市内から約200点の応募がありました。

審査では、農業関係者など約100人の審査員が、外観、香り、味などを評価しました。

審査の結果、「ヒノヒカリ」の部は重留哲郎さん(東川北)、「にこまる」の部は宮園盛一さん(榎田)、小学校の部は上江小学校、団体の部は東川北地区が最優秀賞に輝きました。



えびの消防署「消防フェア」
防火の意識を高める

11月7日、道の駅えびの南側駐車場で「えびの消防署消防フェア」が行われました。

フェアには、ふじ幼稚園、真幸保育園の園児など約50人が参加しました。

このフェアは、子どもたちから防火の意識を持ってもらい、火災発生の防止につなげようと、えびの消防署が秋季火災予防週間に合わせて行ったものです。

参加者は、水消火器による消火やAEDの操作などを体験しました。



大道芸人 笹木さとみさん

市内各地でマジックショー

「私のショーを見た人は、みんな笑顔になってくれます。その笑顔に、私も元気をもらっています」と話すのは、大道芸人の笹木さとみさん（水流）です。

笹木さんは、4年前から市内の介護施設やえびの市社会福祉協議会が主催する支え合い事業などで、マジック（手品）や腹話術などのショーを行っています。依頼があると無償で出向き、高齢者の皆さんを楽しませています。特に長年経験を積んだマジックは、見た人をあっと驚かせてくれます。

笹木さんの出身地は菱刈町（現在の伊佐市）。看護学校を卒業後、京町共立病院で働き始めます。「働き始めてから約3年後に夫の転勤で大阪に行くことになりました。しかし、夫が、退職後は地元に戻ると決めていたので、4年前にえびの市に帰ってきました」

大阪でも看護師として働くかたわら、マジックを披露していたそうです。「えびの市でも活動を続けたいと思っていました。高齢者の皆さんの前で披露することが多いので、マジック以外に皆さんと一緒に手話歌などをすることで、認知症予防にもつなげています」

自己紹介でのマジックに感動

笹木さんがマジックを始めたのは17年前。



婦長会での自己紹介で見たマジックがきっかけだったそうです。「会議前の自己紹介で、マジックを披露した人がいました。こんなに人の心を引きつけるものがあるんだと思い、私もマジックを始めようと思いました」
その後、笹木さんは関西奇術教室に通い始めます。「教室では、身近にあるものを使ってできるマジックを中心に習いました。難易度は初級、中級、上級までありました。上級は、手先の器用さが求められ、習得するのにかなり苦労しました。約10年間通い続け、師

たくさんの人を笑顔にしたい



Profile
ささきさとみ／水流／
65歳／趣味：手品、三味線、三線、社交ダンス、フラダンス、手話歌、ハーモニカ

「大阪にいる時は、幼稚園や保育園などでもマジックショーを行っていました。えびの市でも、子どものいる施設を回りマジックショーをしたいと考えています。忙しくてなかなか行くことができませんが、たくさん子どもたちに夢を与えたいです」
「来年からは、娘夫婦と孫が九州に帰ってきます。孫と一緒にマジックができることを楽しみにしています。これからもいろんな場所で、マジックを披露していきます」と笹木さんは笑顔で話します。

子どもに夢を与えたい

BOOKS

おすすめの冊



たかがピンチじゃないか

立川談四樓／著
(平河出版社)

ピンチは、知恵で乗り越えられる。知恵の力で、自分を変えられる。困難なことが多いこの時代だからこそ、一生懸命に生きる人の力になる言葉。この本は、落語家立川談四樓が阿含宗管長・桐山靖雄の言葉をもとに書き下ろしたエッセイです。

ピンチを尊いながら乗り越えることが人生を楽しみ、やがて自分では想像し得ない世界へと誘ってくれます。

【最近入ったおすすめ本】

- 「検証・御嶽山噴火」 信濃毎日新聞社編集局 編 信濃毎日新聞社
- 「劉邦上・中・下」 宮城谷 昌光 著 毎日新聞出版
- 「エコクラフトで作るかごとバッグ」 荒関 まゆみ 著
- 「運動の半年」 銀色 夏生 著 KADOKAWA
- 「花ごよみ365日」 雨宮 ゆか 編 誠文堂新光社



1月のえほん

長谷川康男／監修
(PHP 研究所)

日本には四季が巡ってきて、月ごとにさまざまな行事や自然、旬の食べ物、遊びがあります。

この本は、そんな日本のおもしろさを絵で楽しく紹介するとともに、季語、記念日、できごとをわかりやすく紹介しています。

図書館には、1月だけでなく、1年12カ月分の本があります。季節を感じ、学習にも役立ててみませんか。

◎イベント

本の福袋

- 日時=平成28年1月5日(火)～
- 内容=スタッフお勧めの本が3冊入った福袋を貸し出します。どんな本が入っているかはお楽しみです。福袋を借りた人は、その場で、景品がもらえる福引(空くじなし)にチャレンジできます。

土曜シネマ

- 日時=平成28年1月16日(土)午後1時30分～
 - 場所=学習室(参加料は無料)
 - 内容=「レ・ミゼラブル」(日本語吹き替え)
- ※変更になる場合があります。

◎1月のスケジュール

月間行事	年末年始休館日(12月28日～1月4日)		
6 水	移動図書館車巡回③	13:20～15:15	
7 木	移動図書館車巡回④	15:30～15:55	
8 金	移動図書館車巡回⑤	14:05～15:15	
9 土	おはなし会	10:30～11:30	
12 火	休館日		
13 水	ブックスタート(1歳児に絵本配布)		
	移動図書館車巡回①	14:05～15:15	
15 金	移動図書館車巡回②	15:30～16:30	
16 土	おはなし会	10:30～11:30	
18 月	休館日		
20 水	移動図書館車巡回③	13:20～15:15	
21 木	移動図書館車巡回④	15:30～15:55	
22 金	移動図書館車巡回⑤	14:05～15:15	
23 土	おはなし会	10:30～11:30	
25 月	休館日		
27 水	館内整理日		
	移動図書館車巡回①	14:05～15:15	
29 金	喫茶ふら～っと	9:45～11:00	
	パン・野菜・手芸品等の販売	10:00～11:00	
	移動図書館車巡回②	15:30～16:30	
30 土	おはなし会	10:30～11:30	

※おはなし会:乳幼児10:30～11:00、4歳以上11:00～11:30

※移動図書館巡回:①「飯野駅前地区体育館→飯野出張所」②「自衛隊官舎→麓橋団地」③「岡元小学校→市立病院→さくら苑」④「老人福祉センター」⑤「飯野地区コミュニティセンター→警察署官舎」

えびの市民図書館

☎35-0242 <http://www.e-tosho.com/ebino/index.html>

■開館時間 ■ 火曜日～土曜日/午前9時～午後7時 日曜日・祝日/午前9時～午後5時

■休館日 ■ 毎週月曜日(祝日法に定める休日と重なった場合はその翌日)

心の一語一句

あなたもつくってみませんか。

寝て起きて
食へちや排泄の
繰り返して
日々過ぎていくが
それがなければ
明日につながる
又そうでなければ
今日もない
そうできているのが良い

詩
同じ事だが深い

白鳥 西幸一

俳句
仁王像憤怒の顔にしぐれかな
白鳥 中堀ふじ子
県道三十号線白鳥下湯入口近くに白鳥神社の鳥居があります。その内側に白鳥の仁王像があり、そこから神社の参道に入ります。小ぶりな像ですがその顔はとても厳しく神無月の留守を一身に背負っておられるように見えました。(自詠)

短歌
この冬も母はちぎれる冬至の柚子
とうに嫁したる子らの分まで
南西方 平川喜代子
柔らかな冬の光のうちに大雪、冬至の季となっていく。高師の母は冬さむの中嫁いで行った子供達のために冬至の柚子をもいでいるその母の愛。作者は愛されていると言った感謝の気持。それこそ生きる力の源であろう。親子の情愛がよく表れた深い詠である。(評)竹下妙子

(短歌) 竹下妙子さん ☎37-3056 (俳句) 松山良文さん ☎33-4904 (詩) ポエム同好会(石井高子さん) ☎33-0010まで



うまかまん

今月紹介するのは、国際料理教室で作った「ネパールチキンカレー」です。
ネパールチキンカレーは、市販のカレー粉は使わず、多種のスパイスだけで作る本格的なカレーです。スパイスの香ばしい香りが食欲をそそります。トマトを加えることで辛味が和らぎ、辛いものが苦手な人でもおいしくいただけます。料理のポイント、スパイスを混ぜる際、ガラムマサラを最後に入れることです。そうすることで、より香りが引き立ちます。いつもとは違った、本格的なカレーを作ってみませんか。



スパイスの香ばしい香りが食欲をそそる一品

今月の一品

ネパールチキンカレー

Recipe レシピ

【材料】(2人分)

鶏もも肉 300g、タマネギ 1/2個、ショウガ 大さじ1/2、ニンニク 大さじ1/2、ベイリーフ 2枚、水 100～150ml、油 大さじ3/2 A:ターメリック 小さじ1/2、ガラムマサラ 小さじ1、クミン 大さじ1/2、ホワイトペッパー 小さじ1、塩 小さじ1 ※お好みでトマト 1/2個、ブラックペッパーなど

【作り方】

- ①鶏もも肉は一口大、タマネギは薄切り、ニンニク・ショウガはすりおろす。
- ②タマネギの色が変わるまで炒める。
- ③②に肉を入れ、よく炒める。
- ④③にニンニク、ショウガ、ベイリーフを加え炒める。
- ⑤④にAを加え(ガラムマサラは最後に)、全体が混ざるようにさらに炒める。
- ⑥水を加えてしばらく煮る。



【紹介者】カナル・バララム氏

年末年始の犯罪にご注意



年末年始は、「子どもや女性を狙ったわいせつなどの犯罪」「金融機関・コンビニ等を対象とした強盗」「女性や高齢者を狙ったひったくり」「自転車などの乗物盗や万引き」「高齢者を狙ったウソ電話による詐欺」など、さまざまな犯罪の発生が予測されます。

このような被害を防ぐためにも、次のことを心がけ、犯罪被害に遭わないよう自主防犯を徹底しましょう

- ・外出時は、確実な戸締りをする
- ・女性一人で夜道を歩かない
- ・不審な電話があれば一人で悩まず相談をするなど

11月の交通事故発生状況	人身	6件	本年累計	87件
	物件	31件	本年累計	216件

火の取り扱いには注意を



空気が乾燥する季節も本番となりました。火の取り扱いには十分に注意しましょう。

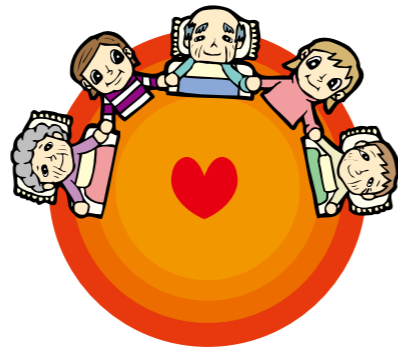
【火入れをする際は届出を】火入れは、「火災と紛らわしい煙や火を発生する恐れのある行為」として、消防署へ届出をしてもらう必要があります。この届出は、119番通報で火災の誤報を未然に防ぐためのもので、火入れを許可するものではありません。

「火災警報」が発令された場合は、火入れの行為が条例（西諸広域行政事務組合火災予防条例第29条）で禁止されています。火災警報に限らず、強風注意報や乾燥注意報が発令された場合も、火入れは行わないようにしましょう。

11月の活動状況 【えびの消防署管内】	火災	1件	年計	9件
	救急	55件	年計	823件

あんしんねっと

住み慣れた場所で安心して暮らすために



「ご活用ください」成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な人は、手続きや契約を結ぶ必要があるときに適切に対応する事が難しい場合があります。例えば、預貯金等の管理や生活に必要な手続きのほか、介護サービスや施設入所等の契約をするときなどです。そのときに、自分に不利な内容の契約を正しく判断できず契約してしまい、悪徳商法の被害にあう恐れがあります。そのような判断能力が不十分な人

を保護して、支援する仕組みとして成年後見制度があります。この制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、既に判断能力が不十分な人を対象としています。この制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが、本人の利益を考えながら、本人の代理として契約などを結んだり、不利益な契約などを後から取り消したりすることによって本人を保護・支

援します。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、後見人になって欲しい人と事前に公正証書で契約を結ぶことができます。そうすることによって、将来判断能力が不十分になった場合に備える事ができます。これら制度についての相談や、問い合わせは、地域包括支援センターへご連絡ください。地域包括支援センター ☎ 35-1111（内線254）

文：地域包括支援センター

男女共同参画



少子高齢化と男女共同参画

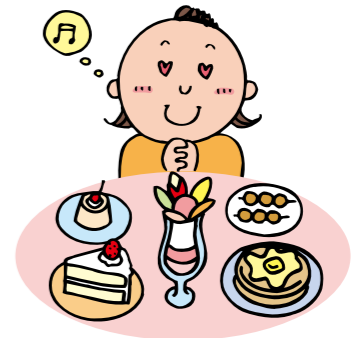
日本の人口は今後長期的に減少し、少子高齢化が急速に進むことが予測されています。少子高齢化が進行する中、将来にわたり活力ある経済・社会を維持していくためには、誰でも意欲を持って社会参画ができるような環境が整っていないければなりません。少子高齢化の問題には、さまざまな原因が考えられます。結婚・出産に対する意識、若い世代などの所得の伸び悩み、依然として厳

しい女性の就労継続問題や子育て世代の男性の長時間労働などが考えられます。また、高齢期の男女差、特に男性より平均余命の長い女性高齢者の暮らし方・経済状況・健康問題などもあります。これらを踏まえ男女共同参画の視点に立つて環境を整備する必要があります。私たちの生活を巡る状況の変化に対応していくため「男は仕事・女は家庭」といったような性別に

よる固定的な役割分担にとらわれず、家庭で、学校で、職場で、地域で、それぞれの個性と能力を發揮できるような社会づくりが必要となります。一人ひとりの意識が変われば、社会も変わります。自分が自分らしく生きられるように、身近でできることから始めてみませんか。そうすればもっとうまくいくことがたくさん見えてくるでしょう。少子高齢化社会について角度を変えて考えてみてください。

文：総務課人権啓発室

いきいき!健康



炭水化物(糖質)のとり方には注意を

炭水化物(糖質)は私たちの体に必要なエネルギー源です。その炭水化物(糖質)には大きく分けて「単純糖質」と「複合糖質」の2種類があることをご存知ですか。「単純糖質」はジュース、菓子類(砂糖)など口に入れてすぐに甘みを感じるものに、「複合糖質」はごはんや麺類など噛むうちに甘みを感じるものに含まれています。私たちが糖質を取ると血液中の血糖値が上がりますが、すい臓か

ら「インスリン」というホルモンが出て、血糖値を正常な状態に戻します。単純糖質は、複合糖質に比べて早く吸収されるため、血糖値が急激に上がります。そのため、たくさんインスリンが必要となり、すい臓に負担がかかってしまいます。インスリンの生産量には限界があります。若い人や子どもでも、単純糖質を取りすぎるとインスリンを無駄使いしやすい臓が疲労し、

早いうちにインスリンが出なくなる可能性があります。場合によっては糖尿病等の生活習慣病を引き起こすことになりかねません。砂糖の1日の摂取目安量は、健康な人の場合、3〜5歳で10g以下、6〜8歳で15g以下、大人で20g以下です。※ジュース500mlに含まれる砂糖の量は、約30〜50g。生活習慣病を予防するためにも、すい臓に負担をかけない糖質の取り方を心がけましょう。

文：市健康保険課 中原栄養士

えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)への意見募集

市では、人口減少および高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

つきましては、計画案を公表し、市民の皆さんからのご意見を募集しています。

【募集期間】～平成28年1月20日(水)まで

【計画案の公表場所】①えびの市役所本庁企画課、飯野出張所、真幸出張所、えびの市民図書館

②市ホームページ(<http://www.city.ebino.lg.jp/>)

【提出方法】指定する意見書に住所、氏名、意見を明記のうえ、直接、市企画課、両出張所、市民図書館の窓口へ持参、または郵送、ファックス、電子メールで提出してください。指定する意見書は、市ホームページでダウンロードするか、公表場所で取得することができます。

※いただいたご意見の概要などは、市ホームページで公表します。公表の際、住所や氏名などの個人情報には公表しません。

※ご意見に対する個別の回答は行いません。

申・問市企画課 政策係

☎35-1111(内線321)

ご来館ください 企画展「島津義弘～えびののに居住した26年間の活躍」

えびの市歴史民俗資料館では、企画展「島津義弘～えびののに居住した26年間の活躍」を行います。

今回の企画展では、義弘公がえびののに居城した26年間に焦点を当て、さまざまな資料をもとに解説します。

【期間】平成28年1月5日(火)～2月5日(金)

【開館時間】平日 午前9時～午後6時

日祝 午前9時～午後5時

【休館日】平成28年1月12日、18日、25日、26日、27日、2月1日

【入館料】無料

問えびの市歴史民俗資料館

☎35-3144

所得税、市県民税・国民健康保険税の申告準備はお早めに

平成28年度(平成27年分)所得税、市県民税・国民健康保険税の申告に向けて、早めに準備を済ませましょう。

○農業を営んでいる人へ

【収入・経費の分類整理】出荷伝票等は、作物ごとに分類整理して保管しましょう。作物の生産に要した費用に係る領収書等も、肥料代、農薬代、飼料代等、それぞれの経費ごとに分類整理して保管しましょう。

収穫した作物(特に水稻)は、自家消費や贈答用も収入として扱われるので、数量を必ず把握しましょう。

※収支内訳書の用紙を、1月下旬全戸配布予定の「税の申告のお知らせ」に同封しますので、ご利用ください。

【牛を出荷した場合】出荷した牛による収入やそれに要した手数料等を把握する必要があります。「売却証明書」と「セリ売証」は、「二枚一組」のまま保管しましょう。

※添付または提示がない場合は、免税の適用を受けることができません。

○確定申告をする人へ

【社会保険料控除】国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受けるには、支払った保険料等の金額を証明する書類が必要です。年金保険者等が発行する「控除証明書」を大切に保管しましょう。

【生命保険料控除・地震保険料控除】生命保険、介護医療保険、個人年金に係る生命保険料控除を受けるには、「生命保険料控除証明書」が必要です。また、地震保険料控除を受ける場合も「地震保険料控除証明書」が必要です。大切に保管しましょう。

申・問市税務課 市民税係

☎35-1111(内線213・216)

子宮頸がん予防ワクチン接種後に異常があった場合は相談を

宮崎県では、子宮頸がん予防ワクチン接種後に体調が悪くなった人に対する相談体制の充実を図るため、衛生部局と教育部局との連携で相談窓口を設置しました。ワクチン接種後に体調が悪くなった人はご相談ください。

【医療に関する相談窓口(総合相談窓口)】

宮崎県福祉保健部健康増進課感染症対策室 感染症対策担当

【教育に関する相談窓口】

宮崎県教育庁スポーツ振興課 健康教育担当

【共通事項】

[相談受付日時] 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

問宮崎県福祉保健部健康増進課 感染症対策室 感染症対策担当

☎0985-44-2620

問宮崎県教育庁スポーツ振興課 健康教育担当

☎0985-26-7248

第6回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます

第6回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます。

各市町村の代表選手が宮崎市内の12区間39.2kmを走ります。

えびの市からも代表選手団が出場しますので、ぜひ応援に行き、間近で選手たちに声援を送ってください。

【日時】平成28年1月11日(月)

[スタート] 午前10時予定 [ゴール] 正午予定

【走路】宮崎県庁前をスタート・ゴールとした宮崎市内周回コース

問社会教育課 市民体育係

☎35-1111(内線482)

ご参加ください 「人権を考える市民のつどい」

市では、「第25回人権を考える市民のつどい」を開催します。今回の講演は、拉致問題等に関する人権についてです。

【開催日】平成28年1月24日(日)

【時間】午後1時～午後3時

【演題】夢と絆を求めて～翻弄された運命の中で～

【講師】蓮池 薫(はすいけ かおる)氏

【場所】えびの市文化センターホール

【入場料】無料 ※入場整理券が必要です。入場整理券は、総務課人権啓発室、飯野・真幸出張所、文化センターで入手できます。

※託児を希望する人は、平成28年1月15日(金)までに市総務課人権啓発室に電話でお申し込みください。

問市総務課 人権啓発室

☎35-1111(内線350)



◎今月の表紙

11月28日、えびの高原屋外アイススケート場で行われた、「アイススケート場開き」の後に初滑りを楽しむ家族。

今月の納税

固定資産税 第3期 介護保険料 第5期

国民健康保険税 第6期

後期高齢者医療保険料 第6期

12月25日(金)までに納めましょう。

人口 19,673人(前月比-22人)

男性/ 9,203人(-15人) 女性/ 10,470人(-7人)

転入/ 33人 転出/ 41人

出生/ 12人 死亡/ 26人

世帯数 8,888世帯(前月比-4世帯)

(平成27年12月1日現在)

えびの高原アイススケート場オープンの取材に行ってきました。たくさん子どもたちが笑顔で滑っていました。家族を連れて滑りに行こうと思います。(東) 大道芸人の笹木さんの取材に行ってきました。その時に簡単なマジックを教えてくださいました。不器用な私にはうまくできませんでしたが、マジックのすごさを改めて知りました。(平松)

Editor's



写真：夕焼けの韓国岳（撮影：平成26年2月9日）

「夕焼けの韓国岳」

夕日に照らされた冬の韓国岳は、思わず見とれてしまうほどの美しさです。

冬

のえびの高原は、南九州ではめずらしく雪景色を楽しむことができる場所です。日本最

南端の屋外アイススケート場へやってきた子どもたちの歓声が響き、雪が積もった時には、雪だるまを作ったり雪玉を投げ合ったりして遊んでいます。

夕暮れが近づくと人影は少なくなり、急に寒さが身に染みるように感じられます。

日が沈む前のほんのわずかな時間、雪が積もった韓国岳を夕日が赤く照らします。白い雪と青い空の2色で彩られていた世界が表情を変え、うつすらと茜色に染まり、思わず見とれてしまうほどの美しさです。

12月上旬～中旬は1年で最も日の入りが早くなる時期です。1年で最も昼間の時間が短くなるのは12月22日の冬至です。

冬至を過ぎれば昼間はだんだんと長くなっていきますが、寒さは一層厳しくなっています。

（文／えびのエコミュージアムセンター）

夕焼け 日没のころ、太陽光が地平に届く距離が長くなると、青い光が到達しにくくなり、橙、赤などの光により空が赤く見える現象